

岩手県告示第 917 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 18 年 9 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

検査年月日	検査場所	検査開始時間
平成 18 年 9 月 27 日	滝沢村 相の沢牧野看視舎	午前 10 時